

令和7年2月吉日

日野中学校施設夜間利用希望団体 様

佐世保市立日野中学校
校長 江 頭 敏

令和7年度 学校施設（体育館）利用日の調整について

向春の候、皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて現在、本校体育館の夜間利用において、インターネットでの予約と申請書の提出をしていただいておりますが、令和7年度は従来の方法に戻り、申請書による申込みのみとなります。

近年、体育館利用を希望する団体が増え、新たに希望されても利用できない状況が続いています。そこで、利用を希望される団体の代表者に集まっていただき、令和7年度内の定期的な施設利用について調整をさせていただきます。

つきましては、下記のとおり利用日の調整について打ち合わせを行いますので、「許可条件」をご確認の上、利用をご希望される団体の代表者もしくは代理の方のご出席をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 開催日時 令和7年3月10日（月） 18時00分～19時30分
- 2 開催場所 日野中学校 1階 視聴覚室
- 3 調整内容 体育館フロア及び小アリーナ（卓球）の利用曜日の決定
希望が重複し、話し合いでも調整が見つからない場合は、抽選となります。その結果、希望がかなわない場合がありますことをご了承ください。
- 4 利用期間等
 - (1) 令和7年4月～8月までの利用を調整します。
同じく、令和7年9月～12月までは8月に、令和8年1月～3月までは12月に調整の会合を開催します。
途中で利用を止められたり、申請書の提出がなかったりした場合は、他の団体の利用を先着順で受け付けます。
 - (2) 利用時間は19時から21時までです。代行員の体育館施錠確認や勤務終了時間のため21時30分には閉門しますので、利用終了しだい速やかな移動をお願いします。
 - (3) 佐世保市の施設を学校が代行して管理しております。この会で調整をしますが、その後佐世保市の方針変更や指導があった場合、見直しや再調整を行うことをご了承ください。
 - (4) 学校行事・地域行事等の準備で、許可を受けた期間内でも利用をご遠慮いただくことをご了承ください。
(裏面 許可条件等)

- 5 許可条件
- (1) 使用者は施設に損害を与えてはならない。
 - (2) 使用者は使用許可以外の施設を無断に使用してはならない。
 - (3) 使用者は無断でのり紙又は釘類を使用してはならない。
 - (4) 使用者は施設の無断変更をしてはならない。
 - (5) 使用者は学校敷地内で喫煙をしてはならない。
 - (6) 使用者は施設の使用を終わった場合は直ちに現状に復し消灯・清掃および火気の始末をしなければならない。
 - (7) 使用者は自己の責任において上記各項目を参集者に遵守させなければならない。
 - (8) 使用者が故意または過失によって施設に損害を与えた場合は原状復帰又は賠償をしなければならない。
- 6 その他
- (1) 施設や備品等に損害を与えた場合や、異常に気付かれた場合は、速やかに日野学校へご連絡ください。(電話 28-0111)
 - (2) 令和6年度の利用状況において、21時以降に駐車場にての談笑で近隣にお住まいの皆様にご迷惑をおかけしたことや、施設及び敷地内での飲食、ごみの放置や落書きなどが見られました。改善されない場合には、利用を中止させていただくことを申し添えます。
 - (3) 案内しております調整のための会は、各団体から代表者1名の参加となります。都合がつかれない場合は、代理の方の出席をお願いします。